

各管区警察局長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
警察大学校長
各管区警察学校長

警察庁丙地発第5号
警察庁丙刑企発第15号
平成13年3月5日
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長

地域警察における簡易書式例等対象事件の処理基準の制定について(通達)
地域警察における事件処理のうち、司法警察職員捜査書類簡易書式例(平成12年3月30日付け最高検企第59号別冊。以下「簡易書式例」という。)の対象事件(以下「簡易書式例対象事件」という。)及び微罪処分対象事件(以下「簡易書式例等対象事件」という。)の処理基準については、「都市における外勤警察の改善方策について」(昭和45年9月16日付け警察庁乙保発第13号)別紙の別添「外勤警察の活動基準」に基づき、地域の実情に応じ、警視総監又は道府県警察本部長が基準を定め運用してきたところである。

ところで、近年の治安情勢の悪化に伴い、地域住民の不安感が増大しつつあるが、地域警察には、地域に身近な犯罪に対する積極的な活動を通じて、警察活動の基盤としての任務を果たしていくことが一層求められてきており、そのためには、地域警察官の勤務意欲及び職務に対する自信を高めるとともに、その実務能力を向上させ、地域責任に基づく各種警察活動に積極的に取り組ませることが望ましいと考えられる。そこで、上記通達の趣旨を更に徹底し、原則として、地域警察がその責任と権限において、一定範囲の簡易書式例等対象事件を一貫処理することとし、別紙のとおり「地域警察における簡易書式例等対象事件の処理基準」を定めることとした。

各位にあっては、下記事項に留意し、別紙の基準に準拠しつつ各都道府県警察の実情に応じて基準を定めた上で、的確に運用されたい。

記

第1 地域警察における簡易書式例等対象事件の処理に関する基本的な考え方

地域警察がこれまで以上に地域に密着した活動を展開し、地域責任を果たしていくためには、地域において日々発生する犯罪に適切に対応することはもちろん、地域警察官が被疑者を特定した事件は、地域警察がその責任と権限において一貫して処理することが望ましい。

一方、地域警察官に自ら取り扱った全ての事件を一貫して処理させることとした場合、事件の内容や態様によっては、当該警察官を被疑者の取調べ、参考人の事情聴取、裏付け捜査、関係書類の作成等のため、長時間にわたり継続して事件処理に従事させることとなる。そして、その間、「空き交番」を生じさせ、又は警ら等街頭活動が低調になるおそれがある。

そこで、地域住民に身近な一定範囲の簡易書式例等対象事件について地域警察官が被疑者を特定した場合に限り、地域警察の責任と権限において当該事件を一貫して処理することとしたものである。

これにより、地域警察官に所管区の安全は自らが守るという地域責任を自覚させるとともに、自ら取り扱った事案の処理を完結する満足感を実感させることができ、その結果、より積極的に地域警察活動を推進することが期待できる。また、ひいては、地域住民の信頼の確保にもつながるものと考えられる。

第2 運用上の推進事項

1 捜査書類作成能力向上方策の推進

地域警察官が迅速かつ適正に捜査書類を作成できるよう、地域警察官を対象とした捜査書類作成能力向上のための検定等を実施するほか、刑事部門の協力を得た実践的な指導教養を行うこと。

2 簡易書式例等対象事件の受理及び処理の状況等の点検、管理の徹底

警察署地域課における指導体制を強化し、各交番・駐在所に対する随時巡回指導を徹底するとともに、地域警察官が検挙した簡易書式例等対象事件の受理及び処理の状況等について、警察署地域課（係）長による点検・管理を徹底することにより、迅速かつ的確な事件処理を図ること。

3 警察本部地域警察担当部門の業務指導体制の確立

地域警察官が検挙した事件について、迅速かつ適正な処理を図るため、警察本部地域課に専任の指導班を設置するなど業務指導体制を整備し、警察署及び交番等に対する巡回指導を実施すること。

第3 運用上の留意事項

1 事件処理に当たっての留意事項

- (1) 地域警察官が、地域警察において一貫して処理すべき簡易書式例等対象事件以外の事件、例えば司法警察職員捜査書類基本書式例（以下「基本書

式例」という。)対象事件等を認知した場合は、地域警察が自ら処理する場合を除き、初動活動の後、事件主管課に引き継ぐこととなるが、この場合、初動活動に伴って当然に作成すべき捜査書類については、基本書式例であっても地域警察において作成し、事件主管課に引き継ぐこと。

- (2) 地域警察が一貫して処理する事件に係る犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第62条に規定する犯罪事件受理簿の作成については、当該事件主管課において行うものとする。
- (3) 地域警察が一貫して処理する事件に係る犯罪捜査規範第20条第1項に規定する捜査主任官は、原則として、警察署地域課(係)長を指名するものとする。
- (4) 地域警察が一貫して処理する事件に係る犯罪捜査規範第201条に規定する犯罪事件処理簿の作成については、警部補以上の地域警察幹部が担当し、原則として事件主管課が保管するものとする。

2 事件処理に伴う「空き交番」対策の推進

交番勤務員が警察署において関係者から事情聴取等を行うために交番を不在にする場合には、交番所長、交番相談員等との連携を強化するほか、ブロック運用及びパトカーによる駐留警戒、本部執行隊等による交番の支援等組織的な連携を図り、「空き交番」対策に努めること。

別 紙

地域警察における簡易書式例等対象事件の処理基準

地域警察官が取り扱う事件のうち、簡易書式例等対象事件の処理については、次のとおりとする。

1 簡易書式例対象事件の取扱いについて

(1) 地域警察官による一貫処理

地域警察官が簡易書式例対象事件の被疑者を特定した場合は、地域警察幹部は、自ら事件を処理する場合を除き、原則として当該地域警察官を指揮して被疑者の取調べ等必要な捜査を行わせ、一件捜査書類を確認の上、送致事務担当課（係）に引き継ぐものとする。

(2) 一貫処理の対象事件

ア 簡易書式例対象事件のうち、簡易書式例別表 1 に掲げる事件

ただし、次の各号の一に該当する事件を除く。

余罪が多数ある事件

勾留が必要と認められる事件

前科（交通業過事件又は交通法令違反に係るものを除く。）を有する者による事件

被疑者又は被害者が暴力団関係者である事件

麻薬等の中毒者による事件

在日米軍の構成員、軍属又はこれらの家族の関係する事件

その他他部門が取り扱うことが適当な事件（知名人による事件、被害高額な事件等社会の注目を浴びた事件等）として、警視総監又は道府県警察本部長（イにおいて「警察本部長」という。）が指定したもの

イ 簡易書式例対象事件のうち、簡易書式例別表 2 に掲げる事件

ただし、軽犯罪法第 1 条違反、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 4 条及び第 5 条違反並びに警察本部長が指定したものに限る。

(3) 簡易書式例対象事件の具体的な処理要領

ア 簡易書式例対象事件の被疑者を特定した地域警察官は、地域警察幹部の

指揮を受けながら、当該事件の取調べ、実況見分等を行い、一貫して処理するものとする。

イ 送致書については、原則として警部補以上の地域警察幹部が作成し、犯罪事件処理簿に所要事項を記載するものとする。警察署地域課（係）長が署長決裁を受けた後、一件捜査書類及び証拠品を犯罪事件処理簿とともに事件主管課（係）に引き継ぎ、事件主管課を通じて送致するものとする。

ウ 捜査中に除外事件であることが判明した場合は、その時点で、関係書類を証拠品とともに事件主管課（係）に引き継ぐものとする。

2 微罪処分対象事件の取り扱いについて

(1) 微罪処分対象事件の一貫処理

地域警察官が微罪処分対象事件の被疑者を特定した場合は、地域警察幹部は、自ら事件を処理する場合を除き、原則として当該地域警察官を指揮して微罪処分手続書等を作成させ、当該書類を確認の上、事件主管課（係）に引き継ぐものとする。

(2) 微罪処分対象事件の具体的な処理要領

ア 地域警察官が微罪処分対象事件の要件に該当すると認められる事件の被疑者を特定した場合は、その事件が微罪処分の要件に該当するか否かを検討し、その旨を警察署地域課（係）長等地域警察幹部に報告して指揮を受けるものとする。

イ 警察署地域課（係）長は、微罪処分手続書等の内容を確認し、署長決裁を受けた後、事件主管課（係）に引き継ぐものとする。

ウ 当該事件処理中に簡易書式例対象事件又は引継事件であることが判明した場合は、その時点で、簡易書式例対象事件に該当する事件については前記1によって処理し、その他の事件については関係書類を証拠品とともに事件主管課（係）に引き継ぐものとする。

3 自動車警ら隊（班）における事件処理について

自動車警ら隊（班）において、簡易書式例等対象事件を取り扱った場合は、原則として初動措置に伴う関係書類を作成し、証拠品とともに当該事件を管轄警察署等に引き継ぐものとする。